



トクちゃん新聞

5月号

ゴールデンウィーク
はいかがお過ごし
でしたか？



URL: <http://www.ft-tax.com/>
mail: info@ft-tax.com

平成20年5月8日
徳野会計事務所
〒577-0006
東大阪市橋根3-12-28
TEL: 06-6744-3961
FAX: 06-6744-3963



3月末から始めた日本メンタルヘルス協会の講座ですが、徳野会計事務所スタッフには**全員に受講**してもらうことにしました。4月末で大塚が退職いたしました。退職に至った原因の一つに、スタッフを育成する体制を徳野会計が持っていないことだと思っています。

もっとつきつめれば、徳野個人の至らなさが根本原因なわけ。忙しさにまかして、各スタッフが何をしているか、何を考えているか、何で悩んでいるか、何で行き詰っているか、心配りができていません。忙しいだけに、報告や相談は、要領よくして欲しいと希望してきましたが、スタッフが「要領よくする」ことに神経を消耗し、気軽に報告・相談できない環境だったのかも知れません。また、私は外出が多いので、外出中にはスタッフ間で気持ちよく教え助け合う関係を作っておきたいと思っています。

その下地作りに、メンタルヘルスの講座を受講してもらうことが役立つと確信しています。受講のキッカケになったマンガ本です。500円と安いですが、内容は濃いです。登場人物に身近な人を重ねて読むとよりリアルなものとして読めると思います。



◆税務情報

担当: 荒田

信用保証料 支払時に全額損金算入することはできません！

金融機関から融資を受けるために、信用保証協会に「信用保証料」を支払うことがあるかと思えます。その「信用保証料」の取扱いですが、支払った事業年度で全額損金算入することは認められませんので、ご注意ください。

一般的に信用保証とは、金融機関から融資を得るためだけに要したのではなく、融資実行後も、その融資の継続期間にわたり保証してもらうためのものと考えられます。このため、信用保証料も、支払日の属する事業年度で全額損金算入するのではなく、全保証期間のうちの**未経過期間に対応する分は、支払日の属する事業年度では損金不算入**となります。(保証期間で費用を按分することになります。)

この扱いについては、平成19年2月27日国税不服審判所裁決においても示されていますので、取扱いにご注意ください。



◆平成19年度のe-Tax利用件数 5倍超の577万件

担当: 荒田

国税庁より4月23日、インターネットを通じて電子申告できる「国税電子申告・納税システム」(e-Tax)の平成19年度(平成19年4月~平成20年3月)の利用件数が公表されました。利用件数は577万576件で前年度比5.5倍となったそうです。国税5税の利用件数を見ますと、所得税363万3,890件、法人税51万626件、消費税(個人)28万6,986件、消費税(法人)58万928件、酒税3万4,589件、印紙税2万9,473件となっております。弊社も増加分にごくわずかですが、貢献しました。

◆人を動かす極意とは・・・！？

担当: 大塚

「**100円の切符が九十八円で買えないことは、五円で買えないのと同じである。もの事は最後の数パーセントで勝敗が決する。**」これは、編述者である寺田氏が、20世紀最後の哲人と言われた森信三氏からお叱りを受けた時に頂いた言葉です。ある先生が来阪され、岐路に向かうため阪急梅田駅までお見送りのこと。切符をお渡しし改札口でお別れしようとしたので注意を受けました。「**なぜ乗車のホームまでお見送りしないのか？**」とのご叱責でした。その時に、例えとして一緒に話して下さったのが、冒頭の言葉だそうです。「**最後の1パーセントか2パーセントで、『心配り』のトドメが得られる**」とのこと。[森信三語録 心魂にひびく言葉/寺田一清編述 致知出版社]

◆税務スケジュール(5月)



個人の住民税の特別徴収税額の通知が届く頃です。**6月分より住民税が変更**になりますので、ご準備ください。

- ・3月決算法人の確定申告
- ・9月決算法人の予定申告

- ◇12日(月) 4月分源泉税・特別徴収住民税納付
- ◇6月2日(月) 4月分社会保険料納付
自動車税納付

労働保険料の申告・納付は**5月20日**までです！

担当: 岡村

◆弥生(得)情報

担当: 荒田

会計事務所(弊所)とお客さま間のスムーズなデータのやり取りを実現するため、送受信取引データ作成機能というものがあります。これは、全データ、または差分データ(変更した箇所)だけを抜きだして送受信することができます。(弥生会計05以降の機能です。)

そうすることで、**データ入力作業を止めることなく、会計事務所でも変更した仕訳を取り込むことができます。**これまであまりご紹介(推進)しておりませんでした。ご興味がおありの方は弊所の担当者まで御相談ください。

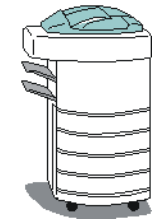
◆4月以降のリース契約は要注意。

担当: 徳野

平成20年4月1日以降に契約されるリース取引について、徳野会計事務所のお客様につきましては、**リース費用総額を資産計上**することを原則処理としていただくようお願いいたします。

例)平成20年4月10日契約 リース期間5年 OA複合機 リース料月額10,500円

- リース契約時
リース資産 600,000 / リース債務 630,000
仮払消費税 30,000 /
- リース料支払時
リース債務 10,500 / 現預金 10,500



<解説>

リース取引についての会計基準が変更になりました。この基準は上場企業のような大企業だけに強制適用されるものですので、本来は中小企業には何ら影響ありません。ですので従来通り、「リース料」とか「賃借料」でOKなのです。しかし、**消費税の取扱いでは契約時にリース費用総額に対して仕入税額控除すべきと規定**されました。そうしますと、月々のリース料の支払時の処理が単純に全額リース料として処理できなくなり、大変ややこしいこととなってしまいます。これらを考慮した結果、弊社においては、資産計上していただくことを原則処理とさせていただきますことといたしました。不明点・疑問点ございましたら、担当者までお問合せください。

◆スタッフより

担当: 大塚

この度、この4月30日をもちまして、事務所を退所いたしました。今までお世話になりました皆様、有難うございました。17年11月下旬から勤務し、この4月末までの2年5ヶ月弱、今こうして振り返ると長いようですが、あっという間に過ぎた時間でした。勤務してからは、内勤が多かったこともあり、お客様とお会いすることは多くなかったのですが、その分電話越しには、多くの方々とお話しできたのではないかと勝手に思っております。本来はこちらから税金・会計に関する「回答」や「ご提案」等をして皆様に貢献していかなければならないところを、逆に仕事を通じて、皆様にいろいろと教えて頂き、とても有難く思う反面、もっといろいろと協力できれば良かったのに・・・との後悔の念もあります。最後になりましたが、季節の変わり目です！皆様、お体だけは気をつけて下さい。また、本当に、今まで有難うございました。

※この新聞が皆さんのお手元に届く頃には既に事務所からは失礼させて頂いており、ご挨拶が前後したこと大変失礼致しました。



◆セキュリティ

担当: 岡村

パスワード設定、されていますか？
今では、あらゆるものに設定でき、セキュリティを強化できます。

- 弥生データ(会計・給与・販売)
- エクセル ワード
- パソコン USBメモリ
- PDFファイル Docuworks文書
- 圧縮ファイル 等々



例えば、メールに各種のファイルを添付して相手へ送りますよね。添付ファイルには出来るだけパスワードを設定してください。メールの内容は、割と情報が漏れることが多いようです。

パスワードについては、メールを送る相手と取り決めをして設定してください。決してファイル添付するメールの文章の中にパスワードをお知らせすることの無いように。意味が無いですからね。別のメールで案内したり、電話でお話ししたりといった方法はどうか。

ちょっとしたことで、データの漏洩を防ぐことが出来ます。身近なことから始めてみませんか。